

○山口市建設工事標準請負契約約款（単年度用・単償用）

新旧対照表（R5.10.1改正）

新	旧
<p>第1条～第2条 略</p> <p><u>（請負代金内訳書及び</u>工程表）</p> <p>第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、<u>請負代金内訳書（以下、「内訳書」という。）及び</u>工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。<u>工程表については、</u>変更契約を締結したときも同様とする。</p> <p><u>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p><u>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</u></p> <p>第4条以下 略</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>（工程表）</p> <p>第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。</p>

適用期日：令和5年10月1日以後に契約を締結する工事から適用する。